



低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) のご案内

ひとり親世帯の支援のため、新たな給付金の支給を実施します！

1. 支給対象者

■ 以下の①～③のいずれかに該当する方

① 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方

② 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 ※児童扶養手当の所得制限内に限る
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)

③ 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※ 上記②又は③に該当する場合であっても、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯対象の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

■ 支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ こども家庭庁コールセンター

0120-400-903 (受付時間：平日9:00～18:00)

■ 狛江市子ども政策課手当助成係

03-3430-1111 (内線2313、2314、2301)

3. 給付金の支給手続き

■ 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方（表面1の①に該当する方）

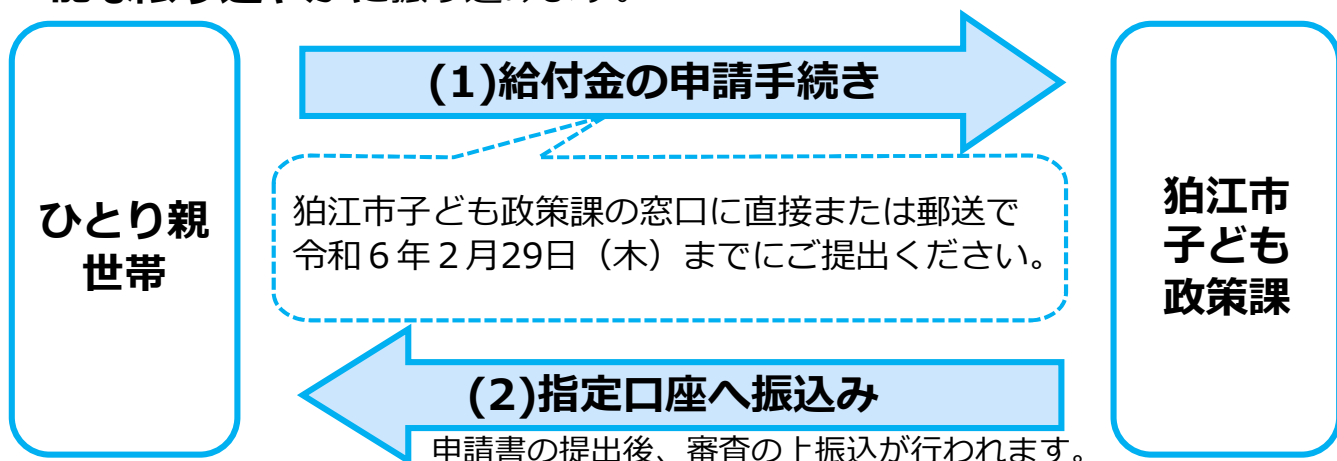
- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ **令和5年5月31日（水）**に、令和5年3月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、令和5年5月24日（水）までに「受給辞退の届出書」を提出してください。
- ※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、令和5年5月24日（水）までに「支給口座登録等の届出書」を提出してください。
(各届出書用紙は窓口で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。)

■ 上記以外の方（表面1の②又は③のいずれかに該当する方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに**狛江市子ども政策課の窓口**に**直接**、または**郵送**で**令和6年2月29日（木）**までにご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に**可能な限り速やかに**振り込みます。



扶養親族等人数	受給資格者	配偶者・扶養義務者
0人	3,114,000円	3,725,000円
1人	3,650,000円	4,200,000円
2人	4,125,000円	4,675,000円
3人	4,600,000円	5,150,000円
4人以上	1人につき475,000円加算	1人につき475,000円加算